

「カラッと割」利用規則

1. 目的

新たに家庭用用途でガス衣類乾燥機を購入いただいたお客さまのガス料金を期間限定で割り引くものです。

2. 用語の定義

この利用規則において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「ガス衣類乾燥機」…エネルギー源として都市ガスを使用する衣類乾燥機（乾燥容量が9キログラム以下のものに限ります。）をいいます。

(2) 「主契約」…当社が定める次の①から⑯のうち、いずれかの約款にもとづく契約をいいます。

- ① 一般ガス供給約款
- ② 一般ガス供給約款（柏崎地区）
- ③ 一般ガス供給約款（見附地区）
- ④ 家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞
- ⑤ 家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（柏崎地区）
- ⑥ 家庭用セントラルヒーティング契約＜湯とりプラン＞（見附地区）
- ⑦ 家庭用空調契約＜おと空プラン＞
- ⑧ 家庭用空調契約＜おと空プラン＞（柏崎地区）
- ⑨ 家庭用空調契約＜おと空プラン＞（見附地区）
- ⑩ 家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞
- ⑪ 家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞（柏崎地区）
- ⑫ 家庭用コージェネレーションシステム契約＜湯～たるエコプラン＞（見附地区）
- ⑬ 湯かいプラン（柏崎地区）
- ⑭ 爽かいプラン（柏崎地区）
- ⑮ 軽かいプラン（柏崎地区）
- ⑯ 見附・中之島家庭用コージェネレーションシステム契約

(3) その他の用語については、主契約に定める用語の定義のとおりといたします。

3. 適用条件

(1) 新たにガス衣類乾燥機を購入いただき、ガスの使用場所に設置していただくこと。なお、既にガス衣類乾燥機をガスの使用場所に設置しているお客さまが、他のガス衣類乾燥機を同じガスの使用場所に設置された場合（買い替え）については適用対象外といたします。

(2) お客さまが2. (2) の主契約を締結されている、または新たに主契約を申込み、当

社が承諾しており、本規則の内容に同意いただいていること。

- (3) ガス衣類乾燥機を専用住宅又は1需要場所におけるガスメーターの能力（一般ガス供給約款、一般ガス供給約款（柏崎地区）、一般ガス供給約款（見附地区）および他の選択約款（小型空調契約、小型空調契約（柏崎地区）、小型空調契約（見附地区）、空調夏期契約、空調夏期契約（柏崎地区）、空調夏期契約（見附地区）、空調契約（柏崎地区）、見附・中之島空調夏期契約に限りです。）による契約ごとにガスメーターを設置しているお客さま又は一般ガス供給約款 12-1（6）④、一般ガス供給約款（柏崎地区）12-1（6）④、一般ガス供給約款（見附地区）12-1（6）④の規定によりガスメーターを2個以上設置しているお客さまについてはそのガスメーターの能力の合計とします。）が10立方メートル毎時以下の併用住宅で使用する需要であること。

4. 「カラッと割」のお申込み

- (1) 「カラッと割」の適用を希望されるお客さまは、あらかじめこの利用規則を承諾のうえ、当社の定める申込書により、当社に申し込んでいただきます。
- (2) 「カラッと割」は、当社がお客さまの申し込みを承諾した日に成立いたします。
- (3) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金又は延滞利息を、一般ガス供給約款、一般ガス供給約款（柏崎地区）、一般ガス供給約款（見附地区）に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できない場合があります。
- (4) 「カラッと割」適用期間の途中でガス使用契約を解約されたお客さまが、再度同一需要場所でガスの使用を開始する場合には「カラッと割」を申し込むことはできません。

5. 適用開始日

適用開始日は以下のとおりといたします。

- (1) ガス衣類乾燥機を設置時（2020年4月15日以降に限りです）に既に主契約を締結されているお客さま
- ① 2020年5月定例検針日以前に所定の手続きを完了したお客さま
2020年5月定例検針日の翌日
 - ② 2020年5月定例検針日以降に所定の手続きを完了したお客さま
所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日
- (2) ガス衣類乾燥機を設置後（2020年4月15日以降に限りです）に新たに主契約を締結されるお客さま
- ① 2020年5月定例検針日以前に所定の手続きを完了したお客さま
2020年5月定例検針日の翌日
 - ② 2020年5月定例検針日以降に所定の手続きを完了したお客さま
所定の手続きを完了した後に到来する定例検針日の翌日

6. 適用終了日

「カラッと割」の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日で適用を終了いたします。

7. 料金の算定方法

「カラッと割」適用期間における料金の算定方法は以下のとおりといたします。

主契約①～③を締結されているお客さま

割引前料金 主契約の基本料金＋主契約の従量料金×ご使用量（小数点以下切捨て）

割引額 割引前料金 × 0.1（小数点以下切上げ）

割引後料金 割引前料金 － 割引額

主契約④～⑯を締結されているお客さま

割引前料金 主契約の基本料金＋主契約の従量料金×ご使用量（小数点以下切捨て）

割引額 割引前料金 × 0.05（小数点以下切上げ）

割引後料金 割引前料金 － 割引額

8. 設置確認

- (1) 当社は、ガス衣類乾燥機が新たに設置、使用されているかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な理由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社は「カラッと割」の申し込みを承諾しない、又は「カラッと割」を適用いたしません。

- (2) ガス衣類乾燥機を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお、ガス衣類乾燥機を取り外した場合は、取り外し日以降「カラッと割」を適用いたしません。

9. その他

この利用規則に定められていない事項については、主契約によるものとします。

10. 実施期日

この利用規則は、2023年7月12日より適用いたします。